

様式

意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号 860-0001

住所 くまもとしちばじょうまち
熊本市千葉城町5番50

氏名 かぶしきがいしゃ え ふ え む くまもと
株式会社エフエム熊本

だいひょうとりしまりやくしゃちょう はしもと としき
代表取締役社長 橋元 俊樹

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

| 頁 | 行 | 意見の対象となる該当箇所 | 意見 |
|-----|--------|---|---|
| 全体 | | 「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」について | 「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」は、既存ラジオ放送とは異なる新規サービスである。しかし、民放ラジオ放送は、全体として半世紀を越える歴史の中で、地域に根ざし、生活を豊かにする番組や情報を届け、非常災害時への対応など、地域メディアとしての役割を担ってきている。この長い間に培ってきたノウハウが、新サービスでも生かされるような、放送メディアとしての制度とすることを要望する。 |
| 18頁 | 最終行以降 | こうした努力義務に加え、「開始5年後に90%以上の世帯カバー率を実現すること」を、例えば、事業参入の際の条件にすること等により制度的に確保することも考えられる。 | サービスエリア内のカバー率については、早期のエリア確保の義務付けによって地域間の格差が生まれないよう特段の配慮を求める。例えば、固定受信だけでなく、移動体受信や携帯端末受信のカバー率に対する評価など、柔軟な条件を考慮し、事業者の計画に委ねるべきである。 |
| 28頁 | 12～14行 | この点、「全国向け放送」「地方ブロック向け放送」については、それぞれ「全国で同一の放送番組」「各地方ブロック内で同一の放送番組」を前提として、「全国」、「地方ブロック」を放送対象地域とすることが考えられる。 | 「地方ブロック向け放送」の制度化の理念として、「地域振興」「地域情報の確保」「地域文化・地域社会への貢献」が挙げられているが、各地域が現在の行政単位である都道府県というかたちで発展してきたという経緯もあり、各県ごとの地域特性の違いに配慮することが望まれる。1つの放送対象地域であっても中継局ごとの番組編成等が可能であるような柔軟な制度整備とすることを要望する。 |

| 頁 | 行 | 意見の対象となる該当箇所 | 意見 |
|-----|---------|---|---|
| 32頁 | 9～22行 | この点、マルチメディア放送については、例えば、「地方ブロック向け放送」について、ソフト事業者を地方ブロックごとにした上で、ハード事業者を全国で1とすること、等も想定され、このような事業展開の柔軟性を確保するためには、ハード事業者とソフト事業者が異なることを許容する「ハード・ソフト分離」の制度の活用を可能とすることが考えられる。また、マルチメディア放送のハード整備には、多額の資金が必要であると見込まれている（注）。これから市場を立ち上げる新たな放送であって、事業運営にリスクを伴うマルチメディア放送について、ソフト事業と切り離して、こうしたハード整備のみを一から行う者は一般に想定し難い。こうしたことから、ハード・ソフト分離の制度を導入した場合において、ハード整備のインセンティブを確保するためには、ハード事業者は、一定の条件の下で優先的にソフト事業者となれるように措置することが考えられる。 | 「地方ブロック向け放送」においては、多額の設備投資を必要とするため、ハード・ソフト分離制度は理解できないこともない。しかし、日本の地上波放送の歴史において、ハード・ソフト一致による責任運営が果たしてきた役割が大きかったのも、紛れもない事実である。健全な放送の継続に資するためにもハード・ソフト一致による事業形態が望ましいが、ハード・ソフトの分離制度が導入された場合でも、ハード事業者とソフト事業者の間に一定の関連をもたせるべきである。 |
| 32頁 | 25行～26行 | こうした点で、NHKが有するコンテンツや技術面等のノウハウを活用することも考えられる。 | 公共放送であるNHKの技術面でのノウハウや施設は国民的な財産とも言える。マルチメディア放送の普及・発展のためにこの財産が活用されるような制度整備を要望する。 |

| 頁 | 行 | 意見の対象となる該当箇所 | 意見 |
|-----|-------|---|---|
| 41頁 | 7～10行 | こうした「端末の普及」を実現させるための手段としては、本サービスへの参入を希望している事業者の選定に当たり、受信端末の普及のための施策を審査項目とする等、事業者による取り組みを促進させるような仕組みを検討することも考えられる。 | 受信端末の普及は、事業者にとって必須であるがゆえに、その施策を事業者の自主性に委ねるべきである。 |
| その他 | | | 放送ネットワークの置局計画策定の際に必要なSTL・TTL等の伝送系についても周波数の確保や技術規格の検討を行うことが必要と考えられる。 |
| その他 | | | 既存の放送とは違ったビジネスモデルが予測されるため、設備投資以外にも想定しえない事態が予測される。このため、税制上などの優遇措置の制度整備を強く望む。 |